

## 2歳児子育て支援事業利用料減免制度について

各幼稚園の2歳児子育て支援事業利用料減免規程に基づき実施している利用料の減免を受けようとする方は、本パンフレットを参照の上、別添の「2歳児子育て支援事業利用料減免申請書」及び必要な添付書類を ● 月 ● 日までに幼稚園へ提出してください。

### ●利用料減免の対象者

次の要件のいずれかに該当する世帯の未入園の2歳児（当該年度当初に満2歳である幼児）

#### 【要件】

#### ① 多子世帯

（1）幼稚園、（2）認定こども園、（3）特別支援学校幼稚部、（4）保育所、（5）事業所内保育事業所、（6）企業主導型保育事業所、（7）児童発達支援、（8）医療型児童発達支援施設、（9）居宅訪問型児童発達支援、（10）児童心理治療施設、（11）小学校第1学年～第2学年に在籍（利用）している子どもがいる世帯

#### ② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

#### ③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※）

※ひとり親世帯等とは、保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

#### 【次の幼児は対象外となります】

- ・市町村から教育・保育給付3号認定を受けた2歳児  
（ただし、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している幼稚園において、当該事業を利用していない幼児を除く。）

### ●利用料の減免額

対象者の要件に応じ、以下のとおり利用料を減免する。

	第1子	第2子	第3子以降
① 多子世帯		利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免
② 生活保護世帯・住民税非課税世帯	利用料の2/3を減免		
③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯 ・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等	利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免	

※①多子世帯については、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、2歳児が第2子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第3子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※③住民税所得割課税額 55,700 円未満世帯等については、2歳児が第1子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第2子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※減免額は次のとおりとする。

- ・1/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円
- ・2/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円

## ●減免の対象期間

対象者が、幼児教育・保育の無償化の対象となる月の前月までとする。

## ●提出書類

1 2歳児子育て支援事業利用料減免申請書

2 添付書類

① 多子世帯に該当する場合

(1) 添付書類なし。

(2) 申請書の申請該当事由欄に、減免対象施設・事業に在籍（利用）している小学校2年生以下の兄弟を記入してください。

② 生活保護又は市町村民税非課税世帯

(1) 生活保護の方→生活保護受給証明書の写し

(2) 非課税の方 →市町村が発行する「非課税証明書」又は「課税されていない旨の記載のある課税証明書」の原本

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

(1) 市町村が発行する申請年度の「市（町、村）民税・府民税特別徴収税額通知書」又は「市（町、村）民税・府民税納税通知書」の写し

(2) (1) の書類がない場合は市町村が発行する「課税証明書」の原本

(3) 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等に該当する方は、申請書の申請該当事由欄に、該当する項目を記入してください。

※1 共働き等で複数の収入先がある場合、収入がある方全員の書類を提出してください。

※2 課税証明書を取得する際、市町村役場の市民税を扱う窓口で「私立幼稚園の利用料減免を受けるため」「市町村民税所得割課税額が分かる証明書を」とお伝えください。（市町村によっては、課税証明書の様式が数種類ありますので、取得に際しては御注意願います。）

## ●申請書の提出後

幼稚園から「2歳児子育て支援事業利用料減免通知書」が送付されます。その後、利用料の減免措置が行われますので、減免措置が行われたことを確認の上、別途配付する「2歳児子育て支援事業利用料減免確認（領収）書」を速やかに幼稚園に提出してください。

## ●お問い合わせ

利用されている幼稚園の事務室